

町田市フォトサロン条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市フォトサロン条例の一部を改正する条例

町田市フォトサロン条例（平成20年12月町田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前														
<p>(施設)</p> <p>第4条 サロンには、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1) <u>第1展示室A</u></p> <p><u>(2) 第1展示室B</u></p> <p><u>(3) 第2展示室</u></p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金（1日単位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第1展示室A（附属設備を含む。）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1, 570円</u></td> </tr> <tr> <td><u>第1展示室B（附属設備を含む。）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1, 570円</u></td> </tr> <tr> <td>第2展示室（附属設備を含む。）</td> <td style="text-align: center;">1, 560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>第1展示室Aと第1展示室Bを同時に利用する場合は、その利用料金は、3, 130円とする。</u></p>	区分	利用料金（1日単位）	<u>第1展示室A（附属設備を含む。）</u>	<u>1, 570円</u>	<u>第1展示室B（附属設備を含む。）</u>	<u>1, 570円</u>	第2展示室（附属設備を含む。）	1, 560円	<p>(施設)</p> <p>第4条 サロンには、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1) <u>第1展示室</u></p> <p><u>(2) 第2展示室</u></p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金（1日単位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第1展示室（附属設備を含む。）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3, 130円</u></td> </tr> <tr> <td>第2展示室（附属設備を含む。）</td> <td style="text-align: center;">1, 560円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金（1日単位）	<u>第1展示室（附属設備を含む。）</u>	<u>3, 130円</u>	第2展示室（附属設備を含む。）	1, 560円
区分	利用料金（1日単位）														
<u>第1展示室A（附属設備を含む。）</u>	<u>1, 570円</u>														
<u>第1展示室B（附属設備を含む。）</u>	<u>1, 570円</u>														
第2展示室（附属設備を含む。）	1, 560円														
区分	利用料金（1日単位）														
<u>第1展示室（附属設備を含む。）</u>	<u>3, 130円</u>														
第2展示室（附属設備を含む。）	1, 560円														

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月5日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の施設等（第2展示室に係るものを除く。）の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市フォトサロン条例の規定の例により行うことができる。